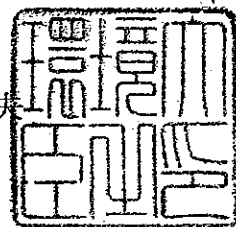


諮問第255号  
環水大土発第090123002号  
平成21年1月23日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
齊藤鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2R, 3aR, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR) - 2 - (6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マノピラノシロキシ) - 13 - [(2R, 5S, 6R) - 5 - (ジメチルアミノ) テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ] - 9 - エチル-2, 3, 3a, 4, 5, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピネトラムJ) 及び (2R, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) - 2 - (6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マノピラノシロキシ) - 13 - [(2R, 5S, 6R) - 5 - (ジメチルアミノ) テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ] - 9 - エチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピネトラムL) の混合物 (別名スピネトラム)

1 - (2-クロロ-6-プロピルイミダゾ [1, 2-b] ピリダジン-3-イルスルホニル) - 3 - (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素 (別名プロピリスルフロ)

O-3-tert-ブチルフェニル=6-メトキシ-2-ピリジル (メチル) チオカルバマート (別名ピリブチカルブ)

1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-ij] キノリン-4-オン (別名ピロキロン)

$\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-3'-イソプロポキシ-o-トルアニリド (別名フルトラニル)

(E) - 2-メトキシイミノ-N-メチル-2 - (2-フェノキシフェニル) アセトアミド (別名メトミノストロビン)

3'-イソプロポキシ-o-トルアニリド (別名メプロニル)

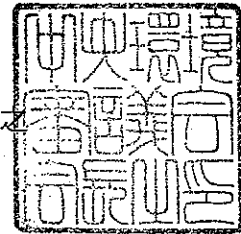
(別紙2)

(RS) -エチル=2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(4-ジフルオロメチル-4,  
5-ジヒドロ-3-メチル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)  
-4-フルオロフェニル]プロピオナート (別名カルフェントラゾンエチル)

中環審第490号  
平成21年1月23日

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成21年1月23日付け諮問第255号、環水大土発第090123002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。